

鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）117条の規定に基づく鶴岡市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく鶴岡市高齢者福祉計画の策定に当たり、広く関係者、有識者等の意見を聴取するため、鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員22人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、介護保険運営協議会（鶴岡市介護保険条例（平成17年鶴岡市条例第137号）第11条に規定する介護保険運営協議会をいう。）の委員に、市民、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱した委員を加えて構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(報酬)

第6条 委員に、予算の範囲内で報酬を支給する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。